

おひさ かわら版

No.132
平成29年8月号

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021

酒田市旭新町 8-32

TEL 0234-23-0866

FAX 0234-23-0890



8月の予定

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10 源泉徴収税 住民税	11 山の日 ←夏季休業させていただきます	12
13 夏季休業させていただきます→	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31 社会保険料 国民健康保険税	1	2

平成29年8月から、老齢年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年以上に変更されました

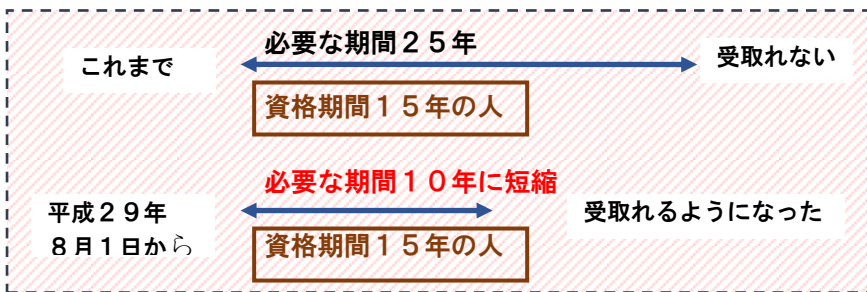
平成29年8月1日からは、老齢年金を受け取るための資格期間が10年以上あれば、老齢年金を受け取ることができるようになりました。

「資格期間」とは？

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- サラリーマンの期間(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間)
- 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間
過去に年金制度に加入していなかった、サラリーマンの配偶者だった期間なども、資格期間にカウントできる場合があります。

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。
資格期間が10年(120月)以上あると、年金を受け取ることができます。

注)年金の額は、納付した期間に応じて決まります。
40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。
10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります。



◆ 8月10日

- 源泉所得税、住民税
特別徴収税納付 7月分

◆ 8月30日

- 社会保険料の納付
(健保・厚生年金) 7月分
- 国民健康保険税 2期



残暑お見舞い 申し上げます

猛暑の日々が続いておりますが、暦のうえでは早いもので「立秋」です。

今年の夏は、異常気象による集中豪雨や猛暑で各地に多大な被害をもたらしています。

皆様におかれましては、くれぐれもご留意戴き、ご自愛戴きませう、お願い申し上げます。

= 夏季休業のお知らせ =

当事務所は8月11日～8月15日まで夏季休業とさせていただきます。